



全社高障福発第 73 号①  
日本セルフ発第 54 号①  
令和 3 年 5 月 27 日

会員社会就労センター長 各位

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
全国社会就労センター協議会  
会 長 阿 由 葉 寛  
認定特定非営利活動法人 日本セルフセンター  
会 長 高 江 智 和 理  
<公印略>

### 「優先調達推進法」の啓発活動へのご協力について（お願い）

日頃より両会の事業推進にご協力を賜り、深謝申し上げます。

さて、全国社会就労センター協議会（セルフ協）及び日本セルフセンターでは、都道府県や市区町村に対する「優先調達推進法」の周知・啓発を通じて、社会就労センターへの発注拡大、利用者の工賃・賃金向上につなげるため、例年、優先調達推進法の公布日である 6 月 27 日を「優先調達推進法の日」、6 月 20 日から 7 月 20 日までの 1 か月間を「同月間」と定め、同法の周知・啓発を行っております。

つきましては、今年度は下記により同法の啓発活動を実施いたしたく、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

記

#### 1. 直近の優先調達の促進にかかる取り組み・施策動向

##### （1）新型コロナウイルス感染症の影響に伴う要望活動

第 102 回社会保障審議会障害者部会（令和 2 年 11 月 9 日）において、構成員である阿由葉セルフ協会会長より、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、障がい者の就労支援施設における生産活動への影響が長期化していることを踏まえ、国等による優先調達のさらなる推進を図るとともに、各地での障害者優先調達情報交換会の開催に向けて都道府県等への働きかけを行うよう意見を述べました。

本年 4 月にセルフ協が厚生労働省に提出した予算・制度改善要望では、優先調達推進法の推進に向けて、すべての市町村における調達方針の策定、調達方針に基づく優先調達の確実な実施、障害者優先調達情報交換会の継続的な実施および都道府県単位での開催、生保・社会事業授産施設を対象に含めた優先調達の推進等を主張しました。

## （２）コロナ禍における会員施設・事業所の取り組み事例の紹介

新型コロナウイルス感染拡大を受け、セルフ協ホームページ上に「#SELP チャレンジ with コロナ」の特設ページを設け、会員施設・事業所における感染対策の工夫や生産活動における試行的な取組等の事例と動画を公開し、コロナ禍での取り組みを紹介するとともに、優先調達の推進につなげました。

## （３）就労継続支援事業所の全国的な受発注を支援する体制整備

厚生労働省の令和３年度予算では、就労継続支援事業所や在宅障がい者などに対する販路開拓等の支援や共同受注窓口の機能強化のための「工賃向上等のための取組の推進」として６．４億円、就労継続支援事業所の全国的な受発注を進め、都道府県域を越えた広域な地域から作業等の受注量を確保するための「共同受注窓口を通じた全国的な受発注支援体制の構築」として１６百万円が計上されました。

## ２．今年度の「優先調達推進法」の啓発活動について

### （１）所在の自治体等に対する「優先調達推進法」の啓発活動の実施

各社会就労センターにおかれましては、所在の自治体等に対する「優先調達推進法」の啓発活動により一層ご協力くださいますようお願いいたします。啓発活動実施の際には、優先調達推進法啓発ポスターとパンフレット（無料※）をご利用ください。

### （２）全国社会就労センター協議会のホームページへの関連情報掲載

「優先調達推進法」の周知・啓発に向けて、全国社会就労センター協議会のホームページに優先調達推進月間にあわせて関連情報を掲載する予定ですので、ご活用ください。

## ３．備考

- ・各都道府県・指定都市の障害保健福祉部局に対しても、別添写により同法の一層の活用を依頼しておりますので、ご承知おきください。
- ・優先調達推進法啓発ポスター・パンフレットがご入用の場合は、全国セルフ協事務局までご用命ください。

## <お問い合わせ・啓発ポスター等注文先（事務局）>

全国社会就労センター協議会（セルフ協）事務局〔担当：寺西、中川、薄井〕

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

社会福祉法人全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部内

TEL：03-3581-6502／FAX：03-3581-2428／E-mail：selp@shakyo.or.jp

【セルフ協 HP】<https://www.selp.or.jp/>（※ポスター・パンフレット掲載あり）